

動物の快適性に配慮した適正飼養指針  
犬の繁殖施設（作業原案）

A. 環境：犬に適した生活・滞在の場所を提供する。

①施設	<p>(施設全般)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 施設は、飼っている犬の種類や数に見合った作りであること 〔<a href="#">第三条 2 八</a>〕</li><li>2. 施設は、犬を飼うことにかかわる作業を行うのに十分な広さであること 〔<a href="#">第三条 2 六</a>〕</li><li>3. 施設には、犬を飼うための設備（ケージ等）があること 〔<a href="#">第二条 2 四イ</a>〕</li><li>4. 建物には光を入れる窓または照明があること 〔<a href="#">第二条 2 四ロ</a>〕</li><li>5. 施設では、水が使えること（水が出て、流せる） 〔<a href="#">第二条 2 四ハニ</a>〕</li><li>6. 犬を飼うための設備（ケージ等）が室内にある場合、温度を調整する設備（エアコンなど）があること 〔<a href="#">第二条 2 四ル</a>〕</li><li>7. 犬を飼うための設備（ケージ等）が屋外にある場合、日差し、雨、風をさえぎる作りであること 〔<a href="#">第二条 2 四ヲ</a>〕</li><li>8. 犬のなき声、におい、毛などが飛びちることで、周辺の生活環境に多大な迷惑をかけないように、施設の出入口を管理できる作りであること 〔<a href="#">2 条四</a>〕</li></ol> <p>(飼養設備)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>9. 犬が寝るための場所と、それ以外の生活に使える場所があること 〔<a href="#">細 3 条一</a>〕</li><li>10. 犬が寝る場所は、犬が落ちついて休むのに適した広さであること 〔<a href="#">細 3 条一</a>〕</li><li>11. 犬が生活に使える場所は、犬がゆったりと動ける広さであること 〔<a href="#">細 3 条一</a>〕</li><li>12. 犬を飼うための設備（ケージ等）は、飼っている犬によって、簡単にこわされない作りであること 〔<a href="#">第三条 2 七ホ</a>〕</li><li>13. 犬を飼うための設備（ケージ等）は、空気が通る作りであること 〔<a href="#">第三条 2 七ハ</a>〕</li><li>14. いつも飼われている所とは別に、母犬が出産の前後に使える場所があること 〔<a href="#">国 共通 1 (1) キ</a>〕</li><li>15. 授乳中の母犬が使う場所は、母犬が子犬から自由にはなれ、また戻ってこられる作りであること 〔<a href="#">国 共通 1 (1) キ</a>〕</li></ol>
②管理	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 1日に1回以上、施設の見回りを行い、建物や設備を点検した結果を記録すること 〔<a href="#">2 条二</a>〕</li><li>2. 施設や設備について、整備または修理した記録を残すこと 〔<a href="#">2 条三</a>〕</li><li>3. 犬が居る場所は、極端な低温や高温とならないよう、室温を管理すること 〔<a href="#">5 条一ト</a>〕</li><li>4. 犬が居る場所に、便や尿などの臭いがたまらないよう、換気や消臭を行うこと 〔<a href="#">2 条六</a>〕</li><li>5. 犬が居る場所に、毛やほこりが飛び散ったり、たまったりしないよう、掃除や換気</li></ol>

	<p>を行うこと 細2条六</p> <p>6. 万が一、犬が逃げ出したときのために、犬の所有者がわかるようにすること（迷子札、マイクロチップなど） 法7条6 細5条一レ 国共通5</p> <p>7. 万が一、災害等がおきたときのために備え、犬の安全を守るための方法を定めること（避難場所、フードや水のたくわえなど） 細5条六ニ</p>
③動物	<p>1. 犬が寝る場所では、犬は立つ、向きを変える、横たわる、伸びをするなどの自然な姿ができること 細3条一 国共通1（2）ア</p> <p>2. 犬が生活に使える場所では、犬は歩く、向きをかえる、壁にふれずに尾をふる、遊ぶ、後ろ足で立つ、他の犬にふれずに横たわることができること 細3条一 国共通1（2）ア</p> <p>3. 適切な温度が守られており、犬に、ふるえや、パンチング（あえぎ呼吸）*などが見られないこと 細5条一カ</p>

※「ハアハア」と口を開けた早い呼吸のことで、これにより体に溜まった熱を逃がす

B. 食事：犬に適切な食事を提供する。

①施設	1. フードを保管する場所があること 国三条二四
②管理	<p>1. 犬の年齢や健康状態に合わせ、フードの種類、量、回数等を調整すること 法二条2 細5条一チ</p> <p>2. いつも新鮮な水が飲めるようにすること 法二条2 細4条一 細5条一チ</p> <p>3. 子犬の成長に合わせた離乳プログラムを定めること 国八条一</p>
③動物	<p>1. 定期的に体重、体型（ボディコンディションスコア*など）、毛づやなどを評価し、良好な栄養状態であること 国十二条の二四</p> <p>2. 子犬は食欲があり、順調に体重の増加が認められること 国八条一</p>

※目視と触診で体型（特に体脂肪のつき具合）を9段階（または5段階）で評価する手法

C. 習性：犬が通常の習性を示せるようにする。

①施設	<p>1. 施設は、犬に逃げられないような作りであること 法七条3 国三条二四 細3条四 国共通3（1）ア</p> <p>2. 犬が遊ぶためのおもちゃなどを用意すること 細4条二</p> <p>3. 必要に応じて、生活する場所とは別に、十分な広さの運動場があること 細3条一</p>
②管理	<p>1. 犬の年齢や健康状態に合わせて、運動や散歩の時間と回数を決めること 細5条一リ</p> <p>2. 子犬が親犬からはなれて暮らすことに慣れさせるための取り組みを行うこと 細5条一ホ</p>
③動物	1. 犬が寝る場所では、犬は立つ、向きを変える、横たわる、伸びをするなどの自然な姿ができること 細3条一 国共通1（2）ア

	2. 犬が生活に使える場所では、犬は歩く、向きをかえる、壁にふれずに尾をふる、遊ぶ、後ろ足で立つ、他の犬にふれずに横たわることができること <a href="#">細 3 条一</a> <a href="#">国共通 1 (2) ア</a>
--	--

D. 仲間：犬に適切な仲間を提供する。

①施設	
②管理	1. 生後 3～7 週の子犬同士が遊べる時間をもうけること <a href="#">細 5 条一</a> <a href="#">国共通 1 (1)</a> 2. 繁殖を引退した犬の余生のすごし方を用意できること（飼いつづける、里親をさがす、など） <a href="#">国第 1 の 4</a>
③動物	

E. 健康：痛み、怪我や病気から犬を守る

①施設	<p>(施設全般)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築には、犬にとって有害な資材を使わないこと <a href="#">細 3 条二</a></li> <li>2. ハエ、蚊、ノミ、ネズミなどが、簡単に入れないような作りであること（または侵入を防ぐための設備があること） <a href="#">細 三 条 二 二</a></li> <li>3. 施設の床、内壁、天井は、掃除や消毒がしやすい作りであること <a href="#">細 三 条 二 三</a></li> <li>4. 犬や器具などを洗うための設備（流しなど）があること <a href="#">細 二 条 二 四 ホ</a></li> <li>5. 掃除をするための道具があること <a href="#">細 二 条 二 四 ニ</a></li> <li>6. 施設や器具などを消毒するための用具があること <a href="#">細 二 条 二 四 ハ</a></li> <li>7. 集めた汚れたものやゴミを廃棄するまでの間、保管しておく場所があること <a href="#">細 二 条 二 四 ト</a></li> <li>8. 死んだ動物の遺体を、一時的に保管できる場所があること <a href="#">細 二 条 二 四 チ</a></li> </ol> <p>(飼育設備)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>9. 犬を飼うための設備（ケージ等）は、簡単に倒れないように建物の床などに確実に固定すること <a href="#">細 三 条 二 七 ニ</a></li> <li>10. 犬を飼うための設備（ケージ等）は、でっぱり、穴、くぼみなどで、犬がけがをしないような形や材質であること <a href="#">細 3 条二</a></li> <li>11. 犬を飼うための設備（ケージ等）は、洗うことができる材質でできていること <a href="#">細 三 条 二 七 イ</a></li> <li>12. 犬を飼うための設備（ケージ等）は、便や尿がもれにくい作りであること <a href="#">細 三 条 二 七 ロ</a></li> <li>13. 犬を飼うための設備（ケージ等）は、便や尿の受け皿となるトイレや床じきがあること <a href="#">細 4 条四</a></li> <li>14. 犬を飼うための設備（ケージ等）は、外部から内部の様子を見通すことができる作りであること <a href="#">細 三 条 二 七 ハ</a></li> </ol>
-----	--

②管理

(衛生)

1. 犬を飼うための設備（ケージ等）の掃除は、1日1回以上行うこと [細4条三](#)
2. 犬を飼うための設備（ケージ等）を掃除して集めた汚れものやゴミは、施設の周りに臭いがもれないように保管すること [細2条一](#)
3. 犬を飼うための設備（ケージ等）が空いたときは、汚れをおとし、消毒してから保管すること [細4条五](#)
4. 施設内の掃除や消毒は、エリアごとに方法や頻度を決めて行うこと [細2条一](#)
5. 掃除と消毒を行ったことを台帳に記録し、これを5年間保管すること [細2条三](#)

(健康)

6. 病気やけがの程度に応じて実施すべき対応や処置について手順を定めること [法二十一条の二](#) [細5条二ニ](#)
7. 犬の病気やけがについて、診察や相談をする獣医師を決めておくこと [法二十一条の三](#) [細5条二ニ](#)
8. 新しく飼いはじめる犬の健康状態を確認する方法や手順を定めること [細5条二イ](#)
9. 感染症がうたがわれる犬を、ほかの犬から隔離する手段を定めること [国共通1\(1\)キ](#)
10. 施設で飼われている犬の健康をチェックする方法と頻度を定めること [法十条3二](#) [細二十二条の二](#)
11. 法令に基づき、狂犬病の予防注射と登録を行うこと [狂犬病予防法4条・5条](#)
12. 定期的に混合ワクチンを接種すること [細5条二ハ](#)
13. フィラリア症の予防対策を行うこと [細5条二ロ](#)
14. 消化管内寄生虫の予防対策を行うこと [細5条二ロ](#)
15. 外部寄生虫（ノミ、ダニ等）の予防対策を行うこと [細5条二ロ](#)
16. 人と動物の共通感染症（ブルセラ症など）の予防について、スタッフ教育を行うこと [国共通4](#)
17. 届出が必要な動物由来感染症について、相談できる医師および獣医師を決めておくこと [国共通4](#)
18. ブラッシング、シャンプー、爪切りなど、定期的なトリミングで、きれいで健康的な体を保つこと [法十二条の二五](#)
19. 1日1回以上の見回りを行い、犬の数と健康状態を台帳に記録し、これを5年間保管すること [細5条一カ](#)
20. 治療をつくしても回復が見込めない場合の安楽殺は、獣医師により苦痛を与えない方法で行われること [国一般4](#)

(繁殖)

21. オス犬とメス犬は、わけて飼うこと [国一般3](#)

	<p>22. 犬種や成長度合いを考慮し、メス犬が交配に適する年齢について基準を定めること（例：交配は生後9ヶ月1日から、満8歳の前日まで） <a href="#">法七条5</a> <a href="#">細5条三イ</a> <a href="#">個別2（2）</a></p> <p>23. 出産後のメス犬の体調回復に必要な期間を考慮し、次の交配の適否を判断する基準を定めること（例：体力が十分に回復していない場合は、出産直後の発情では交配しない） <a href="#">法七条5</a> <a href="#">細5条三ロ</a> <a href="#">個別2（2）</a></p> <p>24. 犬種や成長度合いを考慮し、オス犬が交配に適する年齢について基準を定めること（例：交配は生後9ヶ月1日から、満8歳の前日まで） <a href="#">法七条5</a> <a href="#">細5条三イ</a> <a href="#">個別2（2）</a></p> <p>25. 種オス・台メスに必要な遺伝性疾患の検査項目を定め、その検査結果に基づき交配の適否を判断する基準を定めること <a href="#">細5条三イ</a></p> <p>26. 生まれた子犬に異常が認められた場合（遺伝性疾患、問題行動など）、それ以降の交配の適否を判断する基準を定めること <a href="#">細5条三イ</a></p> <p>27. 繁殖（交配や出産）について台帳に記録し、これを5年間保管すること <a href="#">細5条三八</a> (子犬)</p> <p>28. 子犬の健康をチェックする方法と頻度を定めること <a href="#">法十条三二</a> <a href="#">法二十二条の二</a></p> <p>29. 子犬の予防プログラムを定めること（初乳を飲ませる、混合ワクチンの接種など） <a href="#">法二十一条の二</a> <a href="#">細5条二ハ</a></p> <p>30. 子犬にマイクロチップの埋め込みについて方針を定めること <a href="#">法共通5</a></p>
<p>③動物</p>	<p>1. 定期的に体重、体型（ボディコンディションスコア*など）、毛づや、元気、食欲、排便、排尿等を評価し、良好な健康状態であること <a href="#">細5条一カ</a></p> <p>2. 適切な時期に離乳することで、母犬と子犬のドラブルを防ぐこと（門歯が生え始めた子犬が母犬の乳首等を傷つける、傷が痛む母犬が母乳を欲しがる子犬に怒り出す、など） <a href="#">法共通1（1）キ</a></p>

※目視と触診で体型（特に体脂肪のつき具合）を9段階（または5段階）で評価する手法

《参考資料と略称》

1. 動物の愛護及び管理に関する法律・・・[法](#)
2. 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則・・・[細](#)
3. 動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目・・・[細](#)
4. 展示動物の飼養及び保管に関する基準・・・[法](#)